

工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

令和7年4月1日

高 浜 市

工場立地法運用例規集2-2-3②において、現に設置されている工場又は事業場（以下「工場等」という）が生産施設の面積を変更（減少を除く）する場合に、工場立地に関する準則（以下「準則」という）に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされる場合において、勧告しないことができる基準は、下記のとおりとする。

記

次の全ての要件に該当し、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合

1. 工場等の敷地内に、次に掲げる緑地等を整備すること。

○ 緑 地 ： 「緑 地 に係る準則を満たす面積」(※) の 1/2 以上

○ 環境施設 ： 「環境施設 に係る準則を満たす面積」(※) の 3/5 以上

(※) 緑地等の準則算定における敷地面積には、当該敷地外緑地等の面積を加えることとする。

(敷地外に環境施設を整備する場合においては、緑地の準則算定にも上記を適用する。)

ただし、準則に掲げる生産施設面積率の算定には、当該敷地外緑地等の面積は含めない。

2. 敷地外緑地等は、当該工場等から概ね1 km 以内に整備すること。ただし、市内に限る。

3. 敷地外緑地等は、工場立地法で定義されるものと同様の規模・形態であること。

ただし、重複緑地は不可とする。

4. 敷地外緑地等は、自己所有地又は借地に整備すること。

ただし、次の要件をいずれも満たすものについては、公有地への整備を認めることができる。

(この場合に限り、「当該工場等から概ね1 km 以内に整備すること」の規定は適用しない。)

(1) 公共事業に協力するもの、又は、公有緑地等の良好な維持管理等に資するもの。

(2) 管理者の承諾を得たうえで、市と協定又は覚書を締結するもの。

なお、公有地への整備を取りやめる場合は、当該敷地外緑地等を整備する以前の原状に復さなければならない。ただし、管理者が認めたものに限り帰属することができる。

以 上

【ガイドライン項目1】工場等の敷地内に整備を要する緑地等の割合について

1. 工場等の敷地内に、次に掲げる緑地等を整備すること。

- 緑 地：「緑 地 に係る準則を満たす面積」の 1/2 以上
- 環境施設：「環境施設 に係る準則を満たす面積」の 3/5 以上

工業専用地域以外（緑地20％，環境施設25％）	工業専用地域（緑地5％，環境施設10％）
可の例（敷地内の緑地は10％以上） ※なお、環境施設分は緑地としても差し支えない ① 10% 5% 10% ○敷地内緑地：1/2 ○敷地内環境施設：3/5 ② 15% 5% 5% ○敷地内緑地：3/4 ○敷地内環境施設：3/5 ③ 20% 5% ○敷地内緑地：100% ○敷地内環境施設：4/5	可の例（敷地内の緑地は2.5％以上） ※なお、環境施設分は緑地としても差し支えない ④ 2.5% 5% 2.5% ○敷地内緑地：1/2 ○敷地内環境施設：3/4 ⑤ 2.5% 3.5% 2.5% 1.5% ○敷地内緑地：1/2 ○敷地内環境施設：3/5 ⑥ 5% 1% 4% ○敷地内緑地：100% ○敷地内環境施設：3/5
不可の例 ① 10% 5% 10% 5% ○敷地内緑地：1/2 ●敷地内環境施設：2/5	不可の例 ① 5% 5% 5% ○敷地内緑地：100% ●敷地内環境施設：1/2
【凡例】 敷地内緑地 敷地外緑地 敷地内環境施設 敷地外環境施設 ※ 緑地等の準則算定における敷地面積には、当該敷地外緑地等の面積を加えることとする。	【考え方】 環境施設のみを敷地外に整備するものは最大限規制する一方で、本ガイドラインで想定するモデルケースを①とし、これに基づき、敷地内に必要な緑地等の割合を決定した。 ・ 緑地の面積割合は、近隣市と同様「1/2」以上 ・ 環境施設的面積割合は、①を下限とし「3/5」以上